

平成30年3月2日  
石川県選挙管理委員会  
(内線：3547～3549)  
(外線：076-225-1282)

## 在外選挙人名簿登録者数(3月1日現在)

### 1 在外選挙人名簿登録資格等

#### (1) 被登録資格

年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有する者

#### (2) 登録方法

登録申請書が申請者の住所を管轄する領事官を経由して市町村選挙管理委員会へ提出され、必要な調査を実施したうえで、随時、在外選挙人名簿に登録される。

なお、登録された場合には、在外選挙人証が交付される。

#### (3) その他

在外選挙人名簿への登録事務は、平成11年5月1日から行われている。

当該名簿を用いる選挙は、平成12年5月1日以降に公示又は告示される衆議院議員及び参議院議員選挙からであり、当初、在外選挙制度の対象は比例代表選挙のみであったが、公職選挙法の一部改正(平成18年6月14日公布・平成19年6月1日施行)により、現在は選挙区選挙も対象となっている。

### 2 市計・町計別対前回在外選挙人名簿登録者総数比較

(単位:人)

区分	平成30年3月1日現在(A)			平成29年12月1日現在(B)			対前回増減(A)-(B)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
市計	144	259	403	144	257	401	0	2	2
町計	17	20	37	17	19	36	0	1	1
県計	161	279	440	161	276	437	0	3	3

### 3 国別在外選挙人名簿登録者数

(単位:人)

国名	登録者数
アメリカ合衆国	110
ブラジル連邦共和国	99
ドイツ連邦共和国	29
フランス共和国	18
その他(45の国・地域)	184
合計	440